

# インクルーシブの窓



令和5年9月 富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

「障害のある児童（生徒）への配慮についての事項」を確認しましょう！



2017年に告示された現行の学習指導要領では、特別支援教育に関する内容の充実が図られました。解説の総則編の第3章教育課程の編成及び実施の第4節の2（1）「障害のある児童（生徒）などへの指導」には、次のような記載があります。

障害のある児童（生徒）などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童（生徒）で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童（生徒）などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

そして、解説の各教科等編においては、障害のある児童生徒の特性を把握し、それに応じた具体的な配慮を行うことの例が明示されたのです。

まず、学習活動を行う場合に生じる困難さについて、右にあるような①～⑩の困難さが記載されています。

そして、配慮の例については、下のような文章の流れで書かれてあります。



## 小学校学習指導要領解説各教科等編より

### 学びの過程において考えられる困難さ

- ①見えにくさ
- ②聞こえにくさ
- ③道具の操作の困難さ
- ④移動上の制約
- ⑤健康面や安全面での制約
- ⑥発音のしにくさ
- ⑦心理的な不安定
- ⑧人間関係形成の困難さ
- ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することが苦手、など （枠線、丸数字は筆者による）

各教科等ごとに「障害のある児童（生徒）への配慮についての事項」として、「**困難さ**」をふまえて「**指導上の工夫の意図**」を明確にし、「**手立て**」を講じることが、できるだけ具体的に書いてあるのです。是非、確認しておきましょう。

## 小学校学習指導要領解説生活編より

学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。

（色付けは、筆者）

## 中学校学習指導要領解説数学編より

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取り図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

（色付けは、筆者）

- <引用> ・小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び同解説生活編（文部科学省）  
 ・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び同解説数学編（文部科学省）